

障がい学生修学支援ガイドライン

（目的）

第1条 このガイドラインは、障がい学生修学支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）で協議決定された支援内容の具体的な方法について定めるものとする。

（支援対象）

第2条 修学支援の対象となる者は、障がい学生修学支援規程で規定された学生（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障がい、精神障がい、知的障がい、その他経済的事情を除き、障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者）とする。

（支援体制・内容）

第3条 修学支援の内容及び担当部署は、別表Ⅰのとおりとする。

（改廃）

第4条 このガイドラインの改廃は、支援連絡協議会で決定する。

（所管）

第5条 このガイドラインに関する事務所管は、学生部学生センターとする。

附 則

このガイドラインは、令和元年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和6年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 修学支援の内容及び担当部署

1. 入学前

(1) オープンキャンパス及び入試説明会における個別相談 (入学受験時の特別措置・入学後の支援内容) (2) 入学試験における特別措置の円滑な実施	入試部アドミッションセンター
(3) 入学手続き後、支援要望からの学生生活、授業支援、施設などについての要望事項の確認及び調整	教務部教学センター 学生部学生センター（障がい学生修学支援室） 財務部施設課 国際連携部インターナショナルセンター

2. 入学後

(4) 入学後のオリエンテーション・ガイダンス等における対応 1. 説明資料の作成 2. 手話通訳者の手配 3. 介助者との連絡及び調整 4. 必要に応じた補足説明会の開催	教務部教学センター 学生部学生センター（障がい学生修学支援室） 財務部施設課
(5) 履修登録・授業・試験における対応 1. ノートテイク、手話通訳者及び支援者等の手配 2. 教室内座席（本人、介助者）、控室の準備、途中退席等の許可 3. 教材、資料の作成補助、支援	教務部教学センター 学生部学生センター（障がい学生修学支援室）
(6) 学生生活支援 1. 通学介助（主に入学当初）及び学内移動の介助、駐車許可 2. 学内施設の改善 3. カウンセリング	学生部学生センター（障がい学生修学支援室） 財務部施設課
(7) 就職・キャリア支援 ・ 障がい者採用の求人の紹介、個別面談	学生部キャリアセンター 学生部学生センター（障がい学生修学支援室）

3. 時期・行事における業務分担

※部署のうち、部名は省略

時期	内容	支援内容	対応部署
入学前	オープンキャンパス	・入試についての説明	・アドミッションセンター
		・案内・車イスサポート	・支援室
		・学生生活と授業サポートの説明	
	学校訪問(個別)	・体験授業のサポート	・アドミッションセンター
		・入試についての説明	
	・学生生活と授業サポートの説明		
入学試験	当日	・特別措置を含む試験実施	・アドミッションセンター
	合格・入学手続き	・書類発送	
	学部との連携	・障がい学生入学決定の情報提供	
	支援室との連携		
	教学センターとの連携		
	施設課との連携		
入学前相談	学生生活の全般の支援体制について相談する	・新入生オリエンテーション、履修相談、授業方法、健康診断、通学、留学など学生生活に係る相談 (特に履修と授業方法については、詳細な説明が必要)	・支援室 ・学部障がい学生担当教員 ・教学センター ・施設課 ・アドミッションセンター
		・学内の移動に伴う施設設備の利用についての要望の確認	・カウンセリングセンター (必要に応じて)
			・保健室
入学式等式典 (卒業式も同様)	式の内容の情報保障や施設の保障	・聾学生に対する手話通訳の手配	・支援室 ・学生センター
		・車椅子学生の誘導	
新入生オリエンテーション	式の内容の情報保障や施設の保障	・聾学生に対する手話通訳の手配	・支援室 ・学生センター
		・車椅子学生の誘導	
履修ガイダンス	履修説明	・ガイダンスの情報保障、個別の内容説明	・支援室 ・教学センター
新入生対象学事	様々な学事のガイダンス	・手話通訳の手配	・支援室
		・ピアサポーターの配置	

履修登録	障がい学生の科目の把握	・配慮願いの発行	・支援室
		・教員に対する授業方法の把握、教室の確認	
授業	聴覚障がい学生の授業全般の把握・運用のサポート	・障がい学生が理解しやすい説明となるよう、授業内容を確認。それをとおしての説明方法の紹介並びに調整の実施	・支援室
		・音声文字化ソフト「UDトーク」の活用方法、字幕の設定などの教員への紹介	
		・ハイブリット授業の音声文字化のための授業支援(UDトークを同期させ、自宅で授業を受けている学生にリアルタイムに情報を伝達)	
		・オンライン授業、ハイブリット授業ともに、手話通訳者の手配、支払いなどの処理(手話通訳者専用教室の設置、オンラインで授業と学生をつなげる)	
		・ピア・サポーターの指導、手配、支払い(外国語など手話通訳者に依頼出来ない科目のノートメイクや教科書の翻訳含む)	
		・音声データ(授業を解説した録音)や映像データ(DVDなど)の文字化	
授業	視覚障がい学生の授業についての把握・運用のサポート	・障がい学生が理解しやすい説明となるよう、授業内容を確認。それを通しての説明方法の紹介並びに調整の実施	・支援室
		・教科書やテキストのテキストデータ化(写真や図は絵解きで解説を追加)し、学生へ連絡	
		・点字印刷	

		・移動のサポート。ピア・サポーターの手配 ・印刷物の解読、点訳団体に資料の発送、授業に対する相談	
授業	肢体不自由の学生の授業についての把握・運用のサポート	・履修する教室の確認 ・移動のサポート(依頼がある場合) ・待機場所の確保	・支援室 ・教学センター ・施設課
授業	精神・発達障がいのある学生の授業についての把握・運用のサポート	・各科目担当教員への具体的な配慮方法の伝達、相談 ・履修科目の勉強方法と教員とのコミュニケーションのサポート ・（必要に応じて）カウンセリングセンターへの誘導	・支援室
ピアサポーターの教育	ノートテイクの指導	授業のノートテイクの方法、障がい者理解の指導	・支援室
手話通訳者の募集、連絡	通訳者の依頼	・手話通訳者の募集、各科目の割り当て ・授業資料の準備	・支援室
授業支援用機器の管理	授業で使用するソフトウェア、ハードウェアの管理	・iPad、マイク、パソコン、点字プリンタの管理	・支援室
日本社会事業大学との単位互換	社事大の単位の紹介と履修確認	・社会事業大の説明と履修確認、教学センターとの調整	・支援室 ・教学センター
学生生活支援	学生対応、連絡調整	・（依頼があったとき）通学に必要な移動のサポート(自家用車、タクシー、学内誘導など) ・授業、学生生活等の相談	・支援室
就職支援	求人紹介、個別相談		・キャリアセンター
学生、教職員への障がい者理解に関する啓発	研修会、講演会等の設置	障がい者の講演や障がい者を支援する機器などの紹介	・支援室